

住民基本台帳の閲覧状況をお知らせします

住民基本台帳法で定められている閲覧の状況をお知らせします。住民基本台帳を閲覧できるのは、公共機関・公共機関から委託された調査会社・大学の研究など公益性の高い目的のために利用する方に限られます。閲覧できる内容は、氏名・生年月日・住所・性別です。

【閲覧状況】(平成18年11月～平成19年10月)

国または地方公共団体の機関による閲覧(住民基本台帳法第11条関係)

名称	請求事由の概要
◆防衛庁 自衛隊秋田地方協力本部 能代地域事務所(平成18年11月14日閲覧)	・自衛官の募集のため

個人または法人による閲覧(住民基本台帳法第11条の2関係)

名称	利用目的の概要
◆(社)中央調査社 会長 若林清造 (内閣府政策統括官から委託:平成18年12月21日閲覧)	・「高齢者の経済生活に関する意識調査」対象者抽出
◆(株)アキタネット 代表取締役 大久保利彦 (秋田県知事から委託:平成18年12月20日閲覧) (秋田県知事から委託:平成19年8月21日閲覧)	・「子育て支援と教育充実に係る県民アンケート調査」対象者抽出 ・「県の広報活動に関する県民へのアンケート調査」対象者抽出
◆(株)サーベイリサーチセンター 東北事務所長 岩崎雅宏 (秋田県総務企画部から委託:平成19年5月17日閲覧) (秋田県農林水産部から委託:平成19年7月20日閲覧)	・「平成19年度県民意識調査」対象者抽出 ・「秋田県の水と緑の森づくり税に関する県民アンケート調査」対象者抽出
◆(株)北都情報システムズ 代表取締役 佐々木 攻 (秋田県生活環境文化部から委託:平成19年6月22日閲覧) (秋田県知事から委託:平成19年8月17日閲覧)	・「平成19年度秋田県男女の意識と生活実態調査」対象者抽出 ・「平成19年度県民情報化調査」対象者抽出
◆(株)日本リサーチセンター 代表取締役社長 鈴木稲博 (金融広報中央委員会から委託:平成19年9月12日閲覧)	・「家計の金融行動に関する世論調査」対象者抽出

落とし物や忘れ物の取扱方法を定めた遺失物法が変わります

いっしょつぼう 平成19年12月10日施行

■落とし物や忘れ物の取扱は どう変わるの？

◆落とし物や忘れ物の保管期間が3か月になります	◆落とし物や忘れ物の情報がインターネットで公表され、探しやすくなります
◆携帯電話やカード類など個人情報が入った物については、拾った人が所有権を取得できないこととなります	◆公共交通機関や店舗など多くの落とし物や忘れ物を取り扱う事業者を対象に特例施設占有者制度が新設されます
◆傘や衣類など大量・安価な物等は、2週間以内に落とし主が見つからない場合は売却できることとなります	◆動物愛護法による引取りの対象となった所有者のわからない犬・ねこは、遺失物法の対象外となります
★落とし物・忘れ物をされた方へ 落とし物や忘れ物と思ふ施設や最寄りの警察署又は、交番・駐在所に問い合わせして下さい。また、警察署又は交番・駐在所に遺失の届出をして下さい。 各都道府県警察のホームページにアクセスしていただくと、各都道府県内で取り扱われた拾得物に関する情報を見て、落とし物・忘れ物を探ることができます。	★駅や店舗などの施設の方へ 駅や店舗などの施設では、これまでどおり拾得物に関する事項を掲示するか、拾得物に関する事項を記載した書面を備付け閲覧させることが必要です。 拾得物の届出を受けた場合には、拾った方の求めに応じて預り書を交付することとなります。
★落とし物・忘れ物を拾われた方へ 駅や店舗などの施設で拾った場合には、その施設にお届け下さい。施設以外(路上等)で拾った場合には、最寄りの警察署や交番・駐在所にお届け下さい。	お問い合わせ 秋田県能代警察署会計課 TEL0185-52-4331(内線231) 県警ホームページ http://www.police.pref.akita.jp/kenkei/

新車・中古車販売(国産全メーカー)
車検・定期点検・钣金塗装

沢目自動車

TEL76-2065 FAX76-3280
沢目駅前

L I N U S P H A R M A C Y

ライナス薬局

月～土/朝8:00～夜7:00 休日/日・祝日
どちらの病・医院の処方せんでもお受けいたします
24時間、緊急の調剤やお薬の問い合わせに対応しています。閉店時は下記の携帯電話にお電話下さい。

薬剤師 須藤 琢也

八峰町八森字古屋敷13-6
TEL.70-4160・FAX.70-4170
時間外・休日連絡先 080-6017-1193

ポンポコ山交流センター

1階フロアは入館無料です。
憩いの場としてお気軽にご利用下さい。

営業内容
軽食喫茶、体験・研修室、芝生広場、グラウンドゴルフ、
バッテリーカー、バンガロー村など
営業時間 9:00～18:00 (株)ポンポコ山 ☎76-3322

おめぼの館

【今月の旬情報】
大根・ネギ・白菜
【今月のイベント】
11/11(日)文化祭・峰浜中食堂にて
きりたんぼ・だまごどんぶり販売
冬野菜がどんどん入荷しています。新鮮で安いです!

八峰町峰浜沼田「道の駅」となり ☎76-4649

特別弔慰金のお済みですか 請求期限は 平成20年3月31日までです

国では戦没者等のご遺族に対し、特別弔慰金(第8回)特別弔慰金)を支給しています。

前回(平成7年当時)第6回・第7回の特別弔慰金を旧八森町及び旧峰浜村で請求及び受給された方には、旧町村時代にすでにお知らせし、すでに手続きを終え国債をお渡ししてありますが、いまだに請求手続きのされていない方や、遺族年金から弔慰金に変わる方で請求されていない方が数件あります。

すでに、受給資格のある方が全て亡くなられ、請求できないケースもありますが、受給資格及び受給順位に該当する方で、次のような方はご連絡ください。

- 1、前回受給しまだ手続きされていない場合
- 2、前回の受給の際に特別弔慰金請求同意書に署名し前回の受給者が亡くなった場合

受給資格
戦没者の死亡当時のご遺族で、平成17年4月1日において、公務扶助料、遺族年金等を受けられない場合に、次の受給順位で特別弔慰金が支給されます。

受給順位
(次の順位のご遺族1人)
1、戦傷病者戦没者遺族等援護法による受給者

- 3、前回の受給者が亡くなり、そのお子さんが生存されている場合
- 4、前回の受給者が亡くなり、その後兄弟のお子さんが生存されている場合
- 5、平成17年3月31日までに遺族年金の受給者が亡くなり、戦没者等のご兄弟が生存されている場合

※2は他の同意者が請求していない場合、3・4・5は次の受給資格等に該当する場合に限りです。

国土調査成果の登記事務が完了しました

平成17年度に着手した国土調査の成果について、登記事務が平成19年10月9日に完了しましたのでお知らせします。

平成17年度実施地域

- 八峰町八森
家の向・姥子山・滝の間・山内・山内沢・山内台・横間・横間台の一部
- 八峰町峰浜水沢
家ノ下谷地・稲荷堂後・カッチキ台・上中田表家後・下中田表・二子原・三ツ森カッチキ台・水沢の一部

2、戦没者等の子
3、戦没者等と生計を有していた①父母②孫③祖母④兄弟姉妹の順(平成17年4月1日に婚姻により氏が変わっている方を除く。)

4、1～3以外の①父母②孫③祖父④兄弟姉妹の順

5、1～4以外の3親等内の親族(戦没者等の死亡時まで1年以上生計を有していた方のみ。)

*よって、戦没者等の死亡後に生まれた方や、死亡前であつて婚姻等により他の戸籍に入った方は除かれます。

支給内用
額面40万円 10年償還の記
名国債

申請場所・問合せ先
福祉課弔慰金担当(八森庁舎)
TEL77-2111

これまで弔慰金を受け取っていた方のご家族へお願い
これまで弔慰金を受給していた方が亡くなられた場合、その方のご兄弟等が受給者となれる場合がありますので、「もしや」と思われる方は、ご兄弟等に連絡の上、居住地の市町村に相談するようお願いいたします。